

郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第42号

郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例

(郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(5) (略) (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所 (7) (略) 3 (略)	(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(5) (略) (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所 (7) (略) 3 (略)

(郡山市病院及び介護医療院条例の一部改正)

第2条 郡山市病院及び介護医療院条例(平成15年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、長期療養を要する高齢者等にリハビリテーション	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、長期療養を要する高齢者等にリハビリテーション

を中心とした医療及び介護サービスを提供し、社会参加を支援するため、
病院及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項の介護医療院
（以下「病院等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 病院等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市医療介護病院	(略)
郡山市医療介護病院介護医療院	

（介護医療院の事業等）

第3条の2 郡山市医療介護病院介護医療院は、介護保険法第8条第28項の
介護医療院サービスのほか規則で定める介護サービスに関する事業を行う
。

2 (略)

（指定手続）

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）は、次の各号に
掲げる要件のいずれにも該当する法人のうちから、市長があらかじめ指名
したものの申請により行う。ただし、法第244条の2第11項の規定により
指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、当該指名の日において
、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない
。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条中郡山市病院及び介護医療院条例第2条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

を中心とした医療及び介護サービスを提供し、社会参加を支援するため、
病院及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項の介護医療院
（以下「病院等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 病院等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市医療介護病院	(略)
郡山市医療介護病院介護医療院	

（介護医療院の事業等）

第3条の2 郡山市医療介護病院介護医療院は、介護保険法第8条第29項の
介護医療院サービスのほか規則で定める介護サービスに関する事業を行う
。

2 (略)

（指定手続）

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）は、次の各号に
掲げる要件のいずれにも該当する法人のうちから、市長があらかじめ指名
したものの申請により行う。ただし、法第244条の2第11項の規定により
指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、前条の規定による公告
又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過し
ていなければならない。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)